

高松市監査委員告示第21号

監査結果（定期監査・行政監査）に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和5年8月31日

高松市監査委員	木	田	一	彦
同		大	西	均
同		大	西	智
同		山	下	誠

監査結果に基づく措置通知

(定期監査・行政監査)

(令和5年8月31日)



高松市監査委員

活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松

☎ 087-839-2652

✉ kansa@city.takamatsu.lg.jp

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知一覧

措置通知 No.	監査実施年度	告示日	告示番号 ※	区分 ※	項目	公表文該当ページ	所管課等		措置通知日
1	H29	H29.6.30	第15号	指摘 【重点】	公有財産（土地）の貸付手続等について	P18	都市整備局	市営住宅課	R5.7.20
2				指摘 【重点】	公有財産（土地）の適正管理について	P19			
3				意見 【重点】	市営住宅の附帯設備として設置しているごみステーションについて	P21			

- ※ 告示番号 …… 高松市監査委員告示の番号
- ※ 指摘 …… 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断したものの。
- ※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたものの。
- ※ 【重点】 …… 「平成29年度高松市監査実施計画」に掲げた「重点取組事項」に基づき、監査したものの。

《参考》平成29年度高松市監査実施計画（関係部分の抜粋）

2 平成29年度の重点取組事項

（2）市民目線に立つ行政監査

本市の事務事業が適正に行われているか、これまでの監査実施計画に掲げた観点（※1）にも留意しながら、市民目線に立った行政監査を実施する。

市民目線に立った監査を推進するため、「市民満足度調査」や市民アンケート、事務局職員による現場調査などにより、市政に関する市民のニーズを的確に把握する。

行政監査のテーマについては、市民の関心の高いもの、又は日常生活に密着しているものに着目して選定する。

※1 これまでの監査実施計画に掲げた観点は、次の5点です。

ア 事務事業は市民のニーズに対応しているか。

イ 経済性、効率性及び有効性（いわゆる3E）が確保された事務事業が執行されているか。

ウ 市の発信する情報が、ホームページ等の各種媒体で、適正に提供されているか。

エ 市民に提示した市の取組方針（議会答弁、各種計画、公表文等）が、着実に実行されているか。

オ 市が実施する施策が、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえたものとなっているか。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	平成29年度／都市整備局		
告示番号	高松市監査委員告示第15号	告示日	平成29年6月30日
区分	指 摘【重点】		
指摘の項目	公有財産（土地）の貸付手続等について		
指摘の内容	公有財産事務取扱規則等の遵守について周知徹底を図るとともに、課内（特に管理職員）のチェック体制を構築されたい。		
公表文該当 ページ	P18		
公表文への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.ip/kurashi/shinotorikumi/ijohokokai/kansa/kekka/teiki.files/630z.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和5年7月20日
所管課等	都市整備局 市営住宅課
措置結果	<p>本件指摘事項については、令和5年度から、公有財産の使用許可期間の更新等において、統一的な事務処理に改めるとともに、公有財産台帳の管理についても、現状と合致する台帳名に修正した。</p> <p>また、公有財産事務取扱規則等の遵守については、リスクマネジメント会議等を活用し、課内職員に対して周知徹底を図るとともに、再発防止に努め、適切に事務処理を行っている。</p>

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.2

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	平成29年度／都市整備局		
告示番号	高松市監査委員告示第15号	告示日	平成29年6月30日
区分	指 摘【重点】		
指摘の項目	公有財産（土地）の適正管理について		
指摘の内容	速やかに管理する全ての土地の現況を把握するとともに、定期的な現地確認により、公有財産を適正に管理されたい。		
公表文該当 ページ	P19		
公表文への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.ip/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/teiki.files/630z.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和5年7月20日
所管課等	都市整備局 市営住宅課
措置結果	<p>本件指摘事項については、本課において所管する全ての土地の現況を把握するとともに、令和5年3月までに、現況地目の用途に変更があったものについては、地目変更を実施した。</p> <p>また、5年度から、定期的に現地確認を行い、公有財産を適正に管理している。</p>

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.3

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	平成29年度／都市整備局		
告示番号	高松市監査委員告示第15号	告示日	平成29年6月30日
区分	意見【重点】		
意見の項目	市営住宅の附帯設備として設置しているごみステーションについて		
意見の内容	住宅課が設置しているごみステーションのうち、市営住宅の入居者用以外のものについては、地元自治会等への譲渡を検討されたい。 また、ごみステーションが市有地上にある場合は、譲渡後、適正な貸付等の基準に基づき事務処理されたい。		
公表文該当ページ	P21		
公表文へのリンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/teiki.files/630z.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和5年7月20日
所管課等	都市整備局 市営住宅課
措置結果	本件意見に係るごみステーションについては、令和5年1月に地元自治会が管理・使用していることが判明したが、市有地に設置されているため、当該自治会に対して市有地の貸付手続についての説明を行い、5年度から、行政財産の目的外使用許可申請に基づく使用許可を行うなど、適正に事務処理を行っている。